

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 佐用町立利神保育園
(保育所)

評価実施期間 2015年7月1日 ~ 2015年11月30日

実地(訪問)調査日 2015年8月26日

2015年11月6日

特定非営利活動法人
播磨地域福祉サービス第三者評価機構

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名 称	播磨地域福祉サービス第三者評価機構	
所 在 地	兵庫県姫路市安田3丁目1番地 姫路市自治福祉会館6階	
評価実施期間	2015年 7月 1日～ 2015年 11月 30日 (実地 (訪問) 調査日 2015年 8月 26日)	
評価調査者	HF05-1-0027 HF05-1-0016 HF10-1-0008 HF12-1-005	

※契約日から評価
結果の確定日まで

2 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 佐用町立利神保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 平井 育子	開設 (指定) 年月日： 昭和・平成 26年 4月 1日
設置主体： 佐用町 経営主体： 佐用町	定員 (利用人数) 45名 (36名)
所在地：〒679-5331 兵庫県佐用郡佐用町平福1408番地	
電話番号：0790-83-2225	FAX番号：0790-83-2225
E-mail： rikan-hoiku@town.sayo.lg.jp	ホームページアドレス： http://

(2) 基本情報

理念・方針						
<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団生活の中で子ども一人一人を認め、豊かな人間性の基礎を培う ○ 保護者の意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の専門性を活かして、その援助に当たる 						
力を入れて取り組んでいる点						
<ul style="list-style-type: none"> ○一人一人を大切にする保育 <ul style="list-style-type: none"> ・主体性を尊重する保育 ・環境を通して行なう保育 ・保護者と共に行なう保育 						
職員配置 ※()内排働	職 種	人 数	職 種	人 数	職 種	人 数
	園 長	1 (0)	保育士	11 (6)	調理員等	2 (1)
		()		()		()
		()		()		()

施設の状況

古い歴史の町、佐用町平福の中心部に所在している保育所です。2014年4月に長谷、平福、石井の3園が統合して新しく利神保育園となりました。昭和26年から町の子育て支援の中心地として、地域とのかかわりの中で地域のニーズに応じた保育に取り組んでいます。

3 評価結果

○総評

◇特に評価の高い点

○ 町内の公立保育園との連携により保育の仕組みの構築に努められています。

行政として、佐用町全体に対してアンケートや子ども子育て新制度によるニーズ調査をして、子育て支援の状況を把握され、それに基づいた「次世代育成支援行動計画」によって事業が展開されています。具体的な支援においては、町内の公立保育園の園長で構成する園長会において、職員の研修計画や安全管理のための各種マニュアルなど検討が進められ、佐用町全体の保育所の仕組みが整備されています。職員の移動が想定される公立保育所ではとても有効な方法であると感じました。

○ 地域の特性を取り入れた子どもの主体性を育む取り組みが行われています。

家庭に近い環境の中、子どもの発達過程を踏まえ、基本的な生活習慣の定着をベースに、個々の主体性を尊重した保育が実施されています。特に見学では、子どもの感性を育てるとの視点から、地域の特性を活かして自然を取り入れた取り組みや知的好奇心をくすぐるような環境作りが行われている様子が確認できました。また、食事に関しては、子どもの状況に合わせた配慮を行うとともに子どもによる野菜作り、親子クッキング、おやつ作り、「高年クラブ」とのお餅つきなど、食にかかわる多様な活動を取り入れ、食事を楽しむ工夫をしています。

◇特に改善を求められる点

○ 各保育園独自の事業計画を明確にし、体系的な事業運営の仕組みづくりが望まれます。

社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するためには、町の計画だけではなく、それぞれの保育所の視点に立った計画が必要となってきます。今後は、利用者の状況や事業所運営における様々な側面を踏まえ、これからの事業に対して、各保育園独自の実施する福祉サービスの内容、組織体系、設備の整備、職員人材育成等を具体的に示した事業計画の策定が必要であると思われます。

○ ベースとなる標準的（スタンダード）な保育方法を確立していくためのマニュアルやプログラムを確立し共有することが必要です。

各場面において、子どもの生活の状況に応じた個別保育が行われており、検討が必要な場合には、職員で話し合い、保育を提供されていますが、個々の取り組みにとどまり全体の仕組みには位置づけられていません。チームで子どもを支援していくためには、各場面において保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる標準的（スタンダード）な保育方法を確立していくことが大切です。今後は、業務水準の確保や継続的・安定的にサービス水準を保つために、町全体で基本的な保育の標準化について話し合いを進め、順次マニュアルやプログラムを周知し共有していくことが望まれます。

○ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

このたび3カ園の保育園が統合し利神保育園になりました。統合の目的は、より良い保育サービスの充実と、子どものための保育の質の向上です。このために何をどうするかという具体的な方法を明確にして取り組む必要があります。今回は第三者評価を受け、客観的な視点からのご指摘をいただき、日々の保育園運営、保育サービスについて振り返ることができました。

各マニュアルの整備、記録の必要性、そして職員の共通認識の重要性を再認識するとともに、今後の保育園としての課題も明確になりました。

保育園はこうあるべきであるということを認識し、その自覚を持って今後取り組むことができると思います。いろいろとご指導を賜りありがとうございました。

○各評価項目に係る第三者評価結果
(別紙1)

○各評価項目に係る評価結果グラフ
(別紙2)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
I-1-(1)-① 理念が明文化されている。	○a・b・c
I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	○a・b・c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
I-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a ○b c
I-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a ○b c

特記事項

保育園入園の手引き・ホームページに理念と基本方針が記載されています。また、理念や基本方針に基づき、具体的な行動計画を定めた冊子を作成し、職員研修や保護者会役員会において周知しています。

今回の受審を機に「職員としての心がまえ」を見直すとともに、小学校の連携のための「つながりあうプログラム」でテーマを掲げ、実践されていることがうかがえました。

今後は、理念や基本計画についてよりわかりやすく説明する工夫を行うとともに、より多くの地域の関係機関に周知していくことが望まれます。

Ⅰ-2 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a ○b c
I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a ○b c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a ○b c
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a・b ○c
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・b ○c

特記事項

佐用町の「次世代育成支援行動計画」を中・長期計画として位置づけ、職員の研修を通じて周知しています。

しかし、中・長期計画は方向性の明示にとどまっており、保育所独自の具体的な内容には至っていません。

今後は、保育所ごとに中・長期的な視点に立った事業計画を具体的に作成するとともに利用者やその家族などに分かりやすく周知するように努めることが課題です。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。	
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a (b) c
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a (b) c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a (b) c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a (b) c

特記事項

園長は、職員会議や日常業務の中で、管理者の役割と責任について日常的に表明されており、サービスの質の向上や業務改善に関し、職員の意見を取り入れながら指導力を発揮していることがうかがえます。また、園長会において、個人情報保護や児童虐待防止法等の法令について研修されていることを伺いました。

今後は、管理者として保育所のサービスの質向上や業務改善の取り組みを明確にされるとともに、遵守すべき法令の整理に努められることが望まれます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・(b)・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・(b)・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査等が実施されている。	a・b・(c)

特記事項

事業を取り巻く状況については、佐用町全体としてアンケートや子ども子育て新制度によるニーズ調査をして把握に努めています。
 今後は、佐用町全体で把握されたデータを、各保育所の運営に具体的に反映していくことが必要です。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・(b)・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・b・(c)
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・(b)・c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・(b)・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・(b)・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・(b)・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・(b)・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れを適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入と育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・(b)・c

特記事項

公立施設のため人事管理の体制については、佐用町の方針により人材が確保され、職員の経験年数等を踏まえ、保育園研修計画が組まれ、育成が図られています。また、福利厚生に関しては、町の互助会や組合に応じて様々な事業があり年間を通して利用できるとともに実習生の受け入れについてもマニュアルを作成し、仕組みが整備されています。

しかし、人事に関する「基本的な考え方」等は確認できますが、具体的な人事プランの策定までには至っていません。今後は、人事計画、人事考課、研修が一体となった総合的な仕組みづくりが課題です。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a・(b)・c
II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a・(b)・c
II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a・(b)・c
II-3-(1)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対処方法については、全職員にも周知している。	a・(b)・c
II-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している	a・(b)・c

特記事項

安全管理については、園長会を中心に佐用町全体で各種マニュアルが整備されており、それに基づいた安全管理が実施されています。また、施設においても、災害時の通園バスの停止基準や園児の安否確認の方法を定め、遊具の点検や避難訓練が定期的実施されていますが、ヒヤリハットなど予防に視点を置いたリスクの把握には至っていません。

今後は、各保育所独自の安全管理として、ヒヤリハットなどリスクを把握する仕組みを確立するとともに定期的なマニュアルの見直しが求められます。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a・(b)・c
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a)・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a・(b)・c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a・(b)・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a・(b)・c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・(b)・c

特記事項

地域との交流と連携については、「高年クラブ」、社会福祉施設、地域づくり協議会等と年間計画に基づき、交流を図っています。また、毎月第2水曜日に園庭開放を実施し、地域との関係を深めるとともに「保育園・小学校連絡会」や「佐用町つながりカリキュラム」によって、関係機関との連携や社会資源の活用が行われています。

今後は、保育所のある地域に必要な社会資源や福祉ニーズを整理され、それに基づいた取り組みをしていくことが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・(b)・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・(b)・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a・(b)・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みを確立し十分に周知・機能している。	a・(b)・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a・(b)・c

特記事項

<p>人権尊重の精神を保育課程の保育理念、方針、入園のしおりに明記し、佐用町人権教育協議会の研修に参加することを通して、子どもの人権に配慮した取り組みが行われています。また、「プライバシー保護についてのマニュアル」や「意見提案（苦情）に関する対応マニュアル」を整備し、利用者が意見等を述べやすい体制作りにも努められていることが伺えます。</p> <p>今後は、プライバシーの確保や利用者の満足の向上について、保育場面において具体的に取り組みを構築していくことが必要です。</p>

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。	
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・b・c
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	a・b・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。	
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a・b・c
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。	
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a・b・c
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a・b・c

特記事項

サービスの質の向上の取り組みは、本評価を契機に取り組まれています。現在、保育所での自己評価ガイドラインを準備されていますので、今後は、それらを活用し、継続的に評価を行うことで、質の向上に向けた取り組みが行われていくことを期待します。

保育サービスについての標準的な実施方法は、園長会を中心に運営に関するマニュアルは整備されつつありますが、保育場面における子どもの保育方法についての標準化は、文章化されていないのが現状です。今後、標準的なマニュアルの作成と定期的なマニュアルの確認が必要です。

サービスの記録については、必要に応じて個々の子どもの記録を整備し、指導計画に基づいた記録がなされています。今後は、記録の活用による情報の共有と情報の取扱いについて明確にしていくことが望まれます。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a (b) c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a (b) c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a (b) c

特記事項

<p>利用の開始時には、「入園の手引き」と「入園のしおり」に基づいて、丁寧に説明が行われ、一日入園の実施をとおして、利用者の同意のもと利用を開始しています。</p> <p>しかし、利用に向けた情報提供や引っ越しなどによる保育所の変更などの対応については、文書や手続きが定められていますが、明確な仕組みは確立されていません。</p> <p>今後は、保育所の変更や卒園後の引き継ぎ方法について、検討を進められることが望まれます。</p>
--

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a (b) c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	a (b) c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a (b) c

特記事項

<p>3歳児未満には、担当制のもと一人ひとりの子どもの実態に即した個別計画を立て、保育の実施にあたっています。3歳児以上については、保育課程をもとに各年齢の年間指導計画を作成し、月案、週日案において、個別の目標や配慮を明記して保育につないでいます。</p> <p>今後は、子どものニーズを把握するための体系だったアセスメントを実施することによって、より子どもの実態に即した保育を展開されることが望まれます。</p>

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果
A-1-(1) 養護と保育の一体的展開	
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・(b)・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている	(a)・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・(b)・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a・(b)・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育	
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	(a)・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人物・物的環境が整備されている。	(a)・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a・(b)・c
A-1-(3) 職員の資質向上	
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a・(b)・c

特記事項

職員会議をベースに職員全員の参画のもと、子どもの背景や地域の状況を踏まえた保育過程が編成されています。それをもとに各年齢に応じた保育内容や方法が定められています。

3歳児未満は、担当制を基にした個別保育が行われており、家庭に近い環境の中、子どもの発達過程を踏まえた保育に努められています。3歳以上児の保育については、基本的な生活習慣の定着をベースに、個々の主体性を尊重した集団保育が実施されています。特に見学では、子どもの感性を育てるとの視点から、地域の特性を活かして自然を取り入れた取り組みや知的な好奇心をくすぐるような環境作りが行われている様子が確認できました。

今後は、子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域に伝える工夫や配慮が図られるとともに、職員の主体的な資質向上のための評価の仕組みを確立していくことが望まれます。

A-2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a・(b)・c
A-2-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a・(b)・c
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a・(b)・c
A-2-(2) 子どもの福祉を推進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状況に応じて実施している。	(a)・b・c
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	(a)・b・c
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a・(b)・c
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-①	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・b・c
A-2-(3)-②	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a・(b)・c

特記事項

子ども一人ひとりの違いについて、個人懇談等で家庭での状況を知り、子ども一人ひとりの個性や気持ちをくみ取り、柔軟に対応するようにしています。また、保健センター保健師、小児科医師、精神科医師、児童デイサービス職員等の助言を受け、障害のある子どもへの対応が図られています。

子どもの健康や生活衛生については、健康管理マニュアルや食物アレルギー対応マニュアル、衛生管理マニュアルを整備し、それに基づいた取り組みが行われていました。食事に関しては、子どもの状況に合わせた配慮を行うとともに子どもによる野菜作り、親子クッキング、おやつ作り、高年クラブとのお餅つきなど、食にかかわる多様な活動を取り入れ、食事を楽しむ工夫をしています。

今後は、障害のある子どもや長時間の保育を必要とする子どもなど、特別なニーズを持つ子どもへの環境整備の充実が望まれます。

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-①	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a・ (b) ・c
A-3-(1)-②	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a・ (b) ・c
A-3-(1)-③	子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得ているための機会を設けている。	a・ (b) ・c
A-3-(1)-④	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	(a) ・b・c

特記事項

家庭との連携は、連絡帳や送迎の際の対話を通して情報交換を行っています。また、自由参観や行事等により、子どもの自然の姿を見ることができるよう機会を設けています。

虐待への対応については、「虐待防止についてのマニュアル」を整備し、毎日の視診、健康チェック等により虐待の早期発見に努めています。

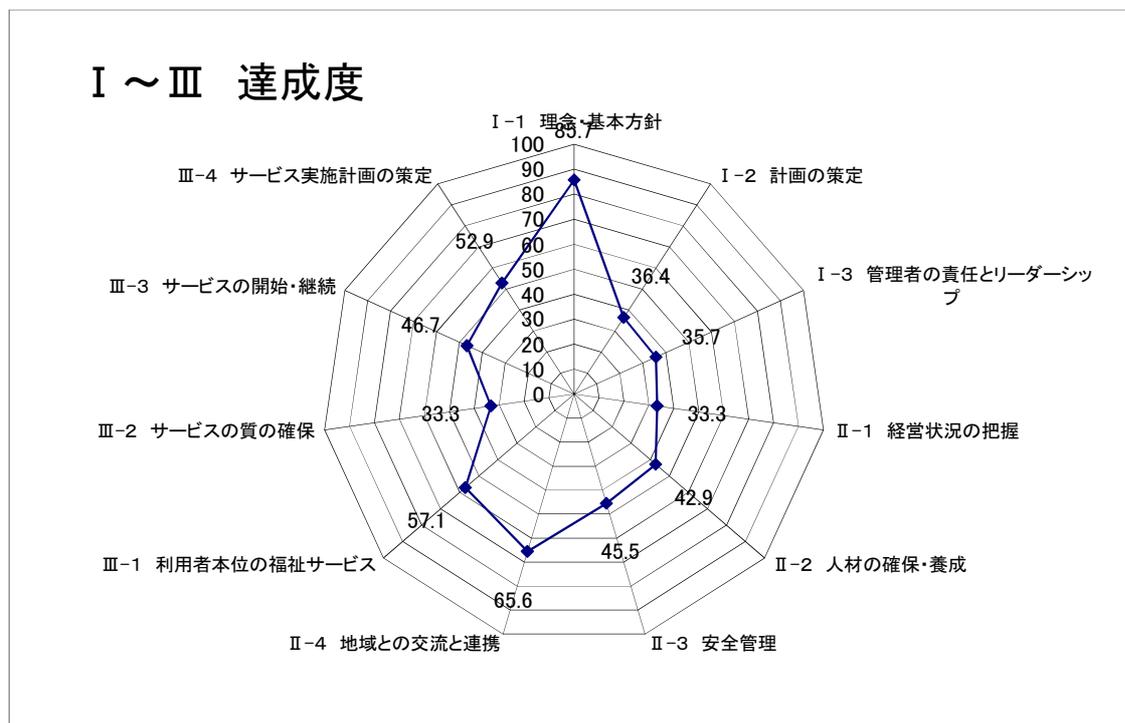
今後は、保育参加など保護者と共働する機会を通じて、共通の理解を深めることが望まれます。

(別紙2)

各評価項目に係る評価結果グラフ

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	14	12	85.7
I-2 計画の策定	22	8	36.4
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	14	5	35.7
II-1 経営状況の把握	9	3	33.3
II-2 人材の確保・養成	35	15	42.9
II-3 安全管理	22	10	45.5
II-4 地域との交流と連携	32	21	65.6
III-1 利用者本位の福祉サービス	35	20	57.1
III-2 サービスの質の確保	33	11	33.3
III-3 サービスの開始・継続	15	7	46.7
III-4 サービス実施計画の策定	17	9	52.9
I～III合計	248	121	48.8



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 養護と教育の一体展開	40	37	92.5
1-(2) 環境を通して行う保育	44	43	97.7
1-(3) 職員の資質向上	5	2	40.0
2-(1) 生活と発達の連続性	23	17	73.9
2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	27	26	96.3
2-(3) 健康及び安全の実施体制	9	7	77.8
3-(1) 家庭との緊密な連携	25	19	76.0
A 合計	173	151	87.3
総合計	421	272	64.6

